

令和6年度第2回垂井町地域公共交通会議

と き：令和7年1月16日（木）10:30～

ところ：垂井町役場2階 協議会室

次 第

1 会長あいさつ

2 協議事項

（1）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

資料1

3 その他

令和6年度 垂井町地域公共交通会議 委員名簿

No.	区分		団体等	役職	氏名
1	1号委員	町長又はその 指名する者	垂井町	副町長	藤塚 康孝
2	2号委員	事業者	スイトラベル株式会社	取締役社長	梅村 和行
3			岐阜近鉄タクシー株式会社	業務部長	高橋 政信
4			名阪近鉄バス株式会社	乗合バス営業部長	山田 規光久
5	3号委員	事業者団体	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	木村 治史
6	4号委員	住民代表	垂井町地区まちづくり協議会連絡会	代表	中谷 光雄
7			垂井町老人クラブ連合会	代表	奥浦 則行
8	5号委員	運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	下平 真一郎
9	6号委員	運転者団体代表	名阪近鉄バス労働組合	執行委員長	加藤 浩司
10	7号委員	道路管理者	岐阜国道事務所大垣維持出張所	所長	太田 宗徳
11			大垣土木事務所施設管理課	課長	林 徹
12	8号委員	垂井警察署	垂井警察署交通課	課長	楠山 貴司
13	9号委員	町長が必要と 認める者	岐阜県都市建築部都市公園・交通局 公共交通課	課長	城戸脇 研一
14			垂井町総務課	課長	藤塚 正博
15			垂井町建設課	課長	藤江 和明

委嘱期間: 令和5年6月21日～令和7年6月20日

令和6年度第2回垂井町地域公共交通会議 配席図

会長:垂井町副町長
藤塚 康孝

中部運輸局岐阜運輸支局
首席運輸企画専門官
下平 真一郎
代理:輸送・監査担当
運輸企画専門官 黒田 博昭

名阪近鉄バス労働組合
執行委員長 加藤 浩司
代理:執行委員 佐竹 達也

岐阜国道事務所
大垣維持出張所
所長 太田 宗徳

大垣土木事務所
施設管理課
課長 林 徹

垂井警察署
交通課
課長 楠山 貴司

岐阜県都市建築部
都市公園・交通局公共交通課
課長 城戸脇 研一
代理:公共交通課 主事
野田 なつみ

事務局

事務局

スイトトラベル株式会社
取締役社長 梅村 和行
代理:バス事業部
部長 西川 勝則

岐阜近鉄タクシー
業務部
部長 高橋 政信

名阪近鉄バス株式会社
乗合バス営業部
部長 山田 規光久

公益社団法人
岐阜県バス協会
専務理事 木村 治史

垂井町地区
まちづくり協議会連絡会
代表
中谷 光雄

垂井町老人クラブ連合会
代表
奥浦 則行

垂井町総務課
課長
藤塚 正博

垂井町建設課
課長
藤江 和明

○ ○
傍 聴 席

令和6年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価
(及び地域公共交通計画の評価結果) 概要 (全体)

垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

令和5年6月21日 フィーダー系統 確保維持計画策定等

令和6年3月26日 垂井町地域公共交通計画策定
(計画期間：令和6年度～令和9年度)

◎地域の特性と見直しの背景

○平成27年3月

- ・垂井町地域公共交通計画(平成27年度～29年度)平成27年10月から新規運行
- ・利用者数は増加傾向にあったが、様々な要望が寄せられていた。また、令和元年9月の庁舎移転により、人の移動の変化が見られた。



垂井町地域公共交通計画の改訂
(計画期間: 令和2年度～令和4年度(令和4年度に令和5年度まで延長))

- ・社会情勢等の変化に対応しつつ、引き続き利便性の高い住民ニーズにあった地域公共交通を確保するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画



垂井町地域公共交通計画の策定
(計画期間: 令和6年度～令和9年度)

◎垂井町地域公共交通計画

地域公共交通の将来像

- ・高齢者にやさしい公共交通
- ・住民が快適に利用できる公共交通
- ・町全体に活気をもたらす公共交通
- ・みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通



目標

- ① 高齢者等をターゲットとした公共交通体系の構築
- ② 誰もが公共交通を利用しやすい環境づくり
- ③ 情報発信の強化
- ④ 多様な主体との連携

◎目標を達成するために行う事業

(1)ダイヤの編成

- ・ニーズの高い大垣方面への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、垂井駅への出発、到着時刻を10分早めた。

(2)ルート変更、バス停の移設・新設

- ・利用者が伸び悩んでいる垂井・岩手線と府中・東線のルート見直し
(垂井・宮代・表佐線と栗原・表佐・東線の利用者は増加傾向であるため、ルートを維持)
- ・すべての路線に、必要に応じバス停の移設・新設



垂井駅西広場

(3)利用促進

- ・高頻度利用者の負担軽減のため、定期券・回数券の導入
 - ・さらなる高頻度利用者の負担軽減を図るため、1日乗車券の導入
 - ・運転免許証自主返納者へ、1年分の定期券を交付
- ※交付件数:回数券496件、1日乗車券57件、定期券1か月16件、3か月18件、6か月5件、自主返納65件



運転免許証自主返納者用定期券

(4)広報、情報提供

- ・巡回バス路線図の町内主要施設への配布(ダイヤ改正時)
- ・町ホームページへの掲載
- ・垂井駅での利便性向上のため、改札口前や垂井駅西広場に看板設置
- ・バス停×ふるさと納税のコラボ企画を実施

(5)パブリックスペースの設置

- ・バス車内にコミュニティボードの設置
- ・園児の絵を展示(園児、父母、祖父母の乗車機会の創出)(年7月)
- ・地元高校の活動内容の紹介(年1月)



園児の絵の展示

(6) 住民意見や事業者意見の収集・反映

- ・巡回バスの車内に利用者アンケートを設置(R5.11.21～R5.12.5)
- ・住民から巡回バスに関する意見・要望を常に受付

(7) 隣接市町との境界付近のバス停の維持

- ・養老町民が利用している栗原南バス停を維持

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

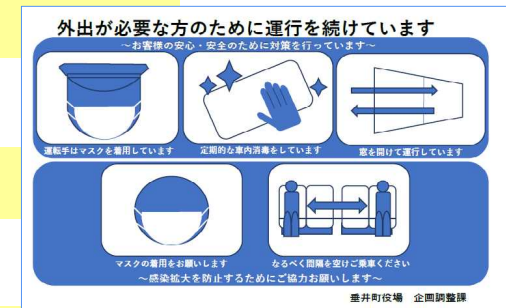
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と利用者への協力依頼を、バス車内に掲示(マスク着用、定期的消毒、常時換気、ソーシャルディスタンス)
- ・運転席と利用者席の境に飛沫対策のビニールシートを設置

(9) 法定計画策定に向けた取組

- ・令和3年度に法定協議会を設置、令和6年3月に法定計画策定

(10) 園児のバスを利用した教育・保育の実施

- ・園児の教育・保育にバスを利用し、家庭での話題にさせていただくことにより、バス利用の促進を図っている。



バス車内掲示物



運転席と利用者席の境に
設置したビニールシート

◎公共交通網評価の基本的な考え方

■JR東海道本線垂井駅への乗り継ぎ利便性の向上

■サービスの充実と費用対効果のバランスを図る



バス利用の促進を図る

◎評価指標及び評価基準

【1日あたりの利用者数】

	令和6事業年度 (目標)	令和7事業年度 (目標)	令和8事業年度 (目標)	令和9事業年度 (目標)
垂井・岩手線	18.1人／日	18.2人／日	18.3人／日	18.4人／日
府中・東線	20.8人／日	20.8人／日	20.8人／日	20.8人／日
垂井・宮代・表佐線	38.1人／日	38.1人／日	38.1人／日	38.1人／日
栗原・表佐・東線	35.1人／日	36.9人／日	38.8人／日	40.8人／日
合 計	112.1人／日	114.0人／日	116.0人／日	118.1人／日

※令和5事業年度の実績を基に、人口減少や高齢化を考慮して、目標値を設定

【利用者1人あたり運行経費】

令和5事業年度 (実績)	令和6事業年度 (目標)	令和7事業年度 (目標)	令和8事業年度 (目標)	令和9事業年度 (目標)
902円／人	902円／人	902円／人	902円／人	902円／人

◎垂井町公共交通会議（令和7年1月16日開催）

議題：令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

【1日あたりの利用者数】

路 線	令和6事業年度		達成状況
	目標値	実績値	
垂井・岩手線	18.1人／日	20.0人／日	達成
府中・東線	20.8人／日	20.7人／日	未達成
垂井・宮代・表佐線	38.1人／日	40.1人／日	達成
栗原・表佐・東線	35.1人／日	36.7人／日	達成
合計	112.1人／日	117.8人／日	達成

■考察

全体的には、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されて外出する人が増え、また、高齢化率の上昇により、利用者が増えた。利用者数は、コロナ以前の水準に回復しつつある。

しかし、路線別では、府中・東線が目標未達成となっており、路線の見直しなど課題がある。

【1人あたり運行経費】

令和6事業年度		達成状況
目標	実績	
902円／人	876円／人	達成

■考察

運行経費は人件費や燃料費の高騰もあり、昨年に比べ増加しているが、利用者数が大きく増加しているため目標を達成できた。

※参考 全体利用者数

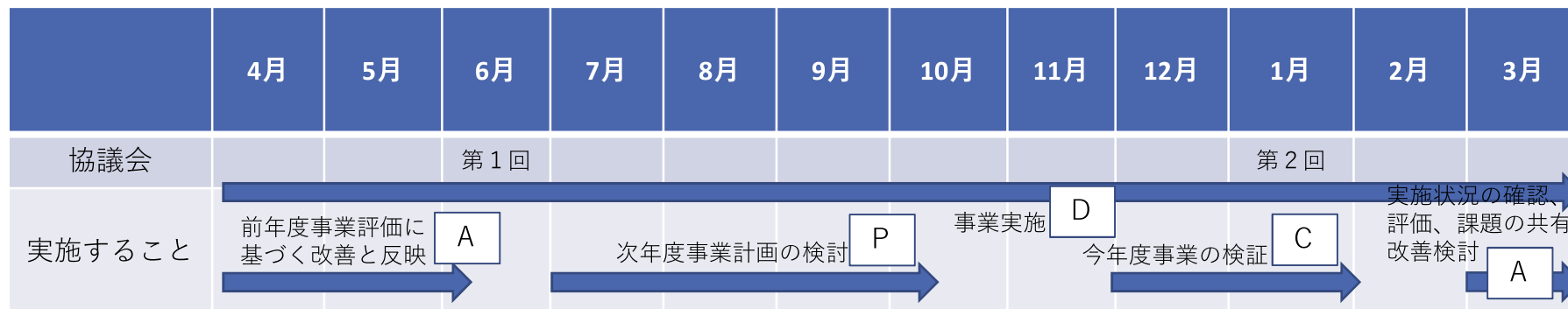
路 線	令和4 事業年度	令和5 事業年度	令和6 事業年度
垂井・岩手線	4,440 人	4,394 人	4,830 人
府中・東線	4,763人	5,065 人	4,978 人
垂井・宮代・表佐線	8,205人	9,271 人	9,677 人
栗原・表佐・東線	8,020人	8,136 人	8,911 人
合計	25,428人	26,866人	28,396人

- 高齢化の進展に伴い、移動制約者が一層増加すると予想されるため、引き続き買い物や通院などの日常生活の足として便利に利用できる公共交通体系を構築する
- モバイル定期券の導入など決裁手段の多様化に対応し、デジタル技術の活用により公共交通サービスの利便性の向上を図る
- 回数券や定期券等、高頻度利用者への割引について引き続き魅力を発信する
- 住民ニーズにあった巡回バスを運行するため、利用実績や要望を踏まえたバス路線の見直しを行う
- 運行経費が増加傾向にあるため、バス路線の見直し等による効率的な運行により、持続可能な地域公共交通を実現する

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前回	令和6年度から始まる公共交通計画のもと、協働・共創を図りながら、引き続き、各実施事業に積極的に取り組まれることを期待します。	モバイル定期券導入の検討など、キャッシュレス化による利用者の利便性の向上を図る取組みを進めています。	垂井町地域公共交通計画で掲げたキャッシュレス決裁の導入など、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりに取り組みます。
	路線やダイヤの見直しに際しては、住民ニーズの把握に加え、運転者不足の進展や運転者に係る働き方改革の動向にも配慮し、検討などを進めて行かれることを期待します。	住民要望や利用者アンケートを収集し、住民ニーズの把握を行うとともに、運行業務委託先の運転手との意見交換会を実施し、路線やダイヤの見直しに活用します。	住民ニーズを把握し、運転手との意見交換により情報共有を行い、路線やダイヤの見直しを行うことで、効率的なサービスの実現と運転手の負担軽減に努めます。
前々回	交通以外の分野も含めた地域の多様な関係者と協議しながら、地域に合った適材適所の交通サービスの実現に向けて、地域が主体となって新たな交通計画が策定されることを期待します。	住民要望や利用者アンケートを収集し、公共交通会議で交通事業者や地域住民等、関係者の方と協議を行い、事業に反映させています。	将来に渡って持続可能な公共交通を維持していくため、地域公共交通計画の中で、多様な主体が連携した地域公共交通の検討や利用促進に取り組みます。
	路線の見直しに際しては、引き続き利用者や住民から課題やニーズを聞き取り、利用目的や利用したい施設をしっかりと把握した上で検討が進むことを期待します。	車両の小型化に伴い、狭い道路の通行が可能となったため、以前から要望のあったバス停を増設しました。	令和6年度からを計画期間とした法定の地域公共交通計画の中で、住民ニーズを把握し、路線やダイヤの見直しを行い、効率的な運行に努めます。

※前回：令和6年3月21日、前々回：令和5年3月10日

【年間単位の進捗管理、評価スケジュール】



【協議会の実施状況】

令和5年度

第1回 地域公共交通会議(6月21日開催)

- (1) 令和5年度予算及び垂井町地域公共交通計画策定支援業務発注について
- (2) 令和6年度生活交通確保維持改善計画について

第2回 地域公共交通会議(書面開催)

- (1) 巡回バス更新登録について

第3回 地域公共交通会議(10月31日開催)

- (1) 垂井町地域公共交通計画 地域・公共交通の概況及び骨子案について

第4回 地域公共交通会議(1月19日開催)

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- (2) 垂井町地域公共交通計画(案)について

第5回 地域公共交通会議(3月26日開催)

- (1) 垂井町地域公共交通計画(案)について

令和6年度

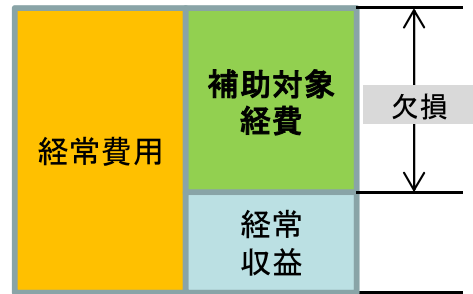
第1回 地域公共交通会議(6月26日開催)

- (1) 令和5年度決算について
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画別紙について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

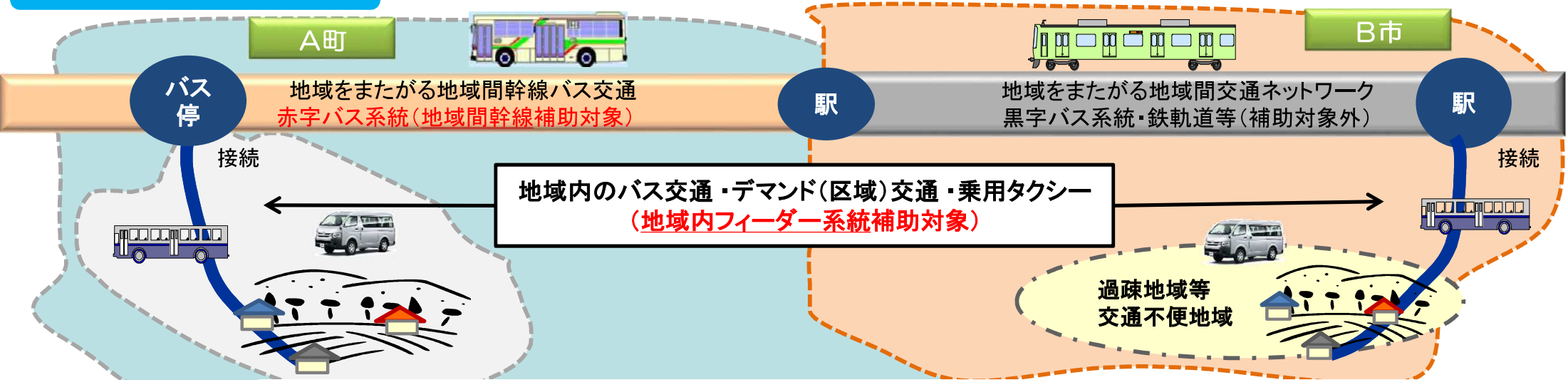
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1／2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外
※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域
※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

1. 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために事業の実施状況等を振り返り評価するもの

継続的事業（確保維持事業）

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になる！

単年度事業（バリア解消促進等・調査等事業）

実施した事業の意義を確認し、今後のより効果的・効率的な事業実施につなげる！

2. 事業評価の流れ

生活交通ネットワーク計画等の策定

協議会の設置

Plan

Step1 目標設定

地域が“目指すすがた”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do

Step2 事業実施

事業評価の実施

Check1

Step3 一次評価

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

Step4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

Step5 次期計画等への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通ネットワーク計画や、今後の地域の取組（後続事業・類似事業）へ反映させる。

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

- 計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービス
の活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、
効果的な目標設定・検証を設定

- 定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年1月8日

協議会名：垂井町地域公共交通会議

評価対象事業名：地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
【補助対象となる事業者 名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備 内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業に おいて、車両減価償却費等及び公有民営方式車 両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている 場合、離島航路に係る確保維持事業において離 島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を 受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間 において、前回の事業評価 結果をどのように生活交通 確保維持改善計画に反映さ せた上で事業を実施したか を記載】	A・B・C 評価 【計画に基づく事業が適切に実 施されたかを記載。計画どおり実 施されなかった場合には、理由 等記載】	A・B・C 評価 【計画に位置付けられた定量的 な目標・効果が達成されたかを、 目標ごとに記載。目標・効果が達 成できなかった場合には、理由 等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記 載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地 域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果 を生活交通確保維持改善計画にどのように反映 させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載 すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその 旨記載
垂井町	垂井・岩手線	モバイル定期券の導入の検 討開始によるキャッシュレ ス化など利用者の利便性の向 上を図る取組みを進めてい ます。 住民要望や利用者アンケ ートを収集し、公共交通会議で 交通事業者や地域住民等、 関係者の方と協議を行い、 路線やダイヤの見直しに反 映させています。	A 計画に基づく事業が適切に実施 された。	A ・利用者数 目標 18.1人/日(令和6年度) 実績 20.0人/日 達成度 達成	垂井町地域公共交通計画で掲げた キャッシュレス決裁の導入など、誰もが 公共交通を利用しやすい環境づくりに 取り組みます。 住民ニーズを把握し、運転手との意見 交換により情報共有を行い、路線やダ イヤの見直しを行うことで、効率的な サービスの実現と運転手の負担軽減 に努めます。 評価基準 A 目標達成 B 評価項目が複数あり、一部未達成 C 目標未達成
	府中・東線			C ・利用者数 目標 20.8人/日(令和6年度) 実績 20.7人/日 達成度 未達成	
	垂井・宮代・表佐線			A ・利用者数 目標 38.1人/日(令和6年度) 実績 40.1人/日 達成度 達成	
	栗原・表佐・東線			A ・利用者数 目標 35.1人/日(令和6年度) 実績 36.7人/日 達成度 達成	
	全路線 (上記4路線)			B ・利用者数 目標 112.1人/日(令和6年度) 実績 117.8人/日 達成度 達成 ・垂井駅での乗降者数 目標 43.0人/日(令和9年度) 実績 42.4人/日 達成度 未達成 ・運行経費 目標 902円/人(令和6年度) 実績 867円/人 達成度 達成	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年1月8日

協議会名:	垂井町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	垂井町における地域公共交通の将来像は、 ◆高齢者にやさしい公共交通 ◆住民が快適に利用できる公共交通 ◆町全体に活気をもたらす公共交通 ◆みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通です。 目標は、① 高齢者等をターゲットとした公共交通体系の構築、 ② 誰もが公共交通を利用しやすい環境づくり、 ③ 情報発信の強化、 ④ 多様な主体との連携 に取り組みます。

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

垂井町地域公共交通計画の評価等結果（令和５年１０月～令和６年９月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
地域内フィーダー系統の利用者数：110.5人/日（令和5年度）→124.0人/日（令和9年度）	バス停、路線の見直しと乗り継ぎしやすいダイヤの設定	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	・117.8人/日（令和6年度時点） ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴う外出人数の増加や高齢化が利用者増加の要因となっている。	・評価期間が新型コロナウイルスの5類移行後から開始ということもあり、令和5年度と比較して利用者数が増加している。 ・次年度以降も利用者が増加するよう、路線やダイヤの見直しを行っていく。 ・モバイル定期券の導入やオープンデータの活用など利便性の向上に努める。	見直しの結果、地域公共交通計画の変更の必要はなし。
垂井駅でのバス乗降者数：38.1人/日（令和5年度）→43.0人/日（令和9年度）	ダイヤ改正によりJR東海道本線との接続を改善	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	・42.38人/日（令和6年度時点） ・1日あたりの利用者数が増加したことに伴い、垂井駅での乗降者数の増加にもつながった。	・巡回バスの利用者数の増加が垂井駅での乗降者数の増加にも繋がる可能性が高いため、利便性の向上に努める。 ・JRのダイヤ改正なども巡回バスのダイヤ改正の判断材料とする。	見直しの結果、地域公共交通計画の変更の必要はなし。
利用者1人当たりの運行経費：902円/人	免許自主返納制度の周知による新規利用者の開拓、1日乗車券の導入による利便性の向上	バス事業者の有する乗降データと営業費用データを用いて計測	・876円/人（令和6年度時点） ・運行経費は人件費や燃料費の高騰もあり、昨年に比べ増加しているが、利用人数が大きく増加しているため、目標を上回った。	・巡回バスの利用者数の増加が大きく、人件費や燃料費も高騰しているなかで、目標数値を達成できた。 ・今後も運行経費が増加することが考えられるため、継続して利用者が増加するよう努める必要がある。	見直しの結果、地域公共交通計画の変更の必要はなし。

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。